

# 子どもたちを支える地域のつながり

悩みごとや困りごとはありませんか？



令和7年4月(改訂)

【宮古島市教育委員会・多良間村教育委員会】 【沖縄県教育庁宮古教育事務所】

## 支援の取り組み

## 事業担当・連絡先・QRコード

# 教育

(1) 学習支援教室、勉強のサポート、生活指導などの相談  
\*就学援助対象の世帯が利用対象

- 宮古島市家庭保健課  
家庭支援係【TEL：79-9718】
- 多良間村教育委員会  
【TEL：79-2674】

(2) 障がい児等保育に関する相談

- 宮古島市こども未来課  
【TEL：79-7825】
- 多良間村役場 住民福祉課  
【TEL：79-2623】



(3) 特別支援学校について知りたい

- 宮古特別支援学校  
【TEL：72-5117】



(4) 専門職員の派遣、職員研修サポート、ティーチャーズトレーニングの実施

- 地域生活支援センター  
さぽーと【TEL：74-5305】
- チャイルドサポートみやこ  
【TEL：79-5474】
- 支援センター fit  
【TEL：79-5115】



(5) 発達支援、放課後等デイサービスなどの相談・手続きについて

- 障害児通所支援事業の利用について（リーフレット）



(6) 就学支援について知りたい  
\*学びの場についての相談

- 宮古島市教育委員会【TEL：72-9959】
- 多良間村教育委員会【TEL：79-2674】

(7) 巡回アドバイザー・専門家チーム派遣  
\*学校での指導方法についてのアドバイス

- 宮古教育事務所【TEL：72-3222】  
\*学校からの派遣依頼に対応

# 保健

(1) 養育支援訪問、子育て短期支援、保健指導に関すること

- 宮古島市こども家庭局  
家庭保健課【TEL：73-4572】



(2) 小児慢性特定疾病に関する相談

- 宮古保健所 地域保健班  
【TEL：72-8447】



# 医療

## 支援の取り組み

(1) 医療費等の支援や自立支援給付について知りたい

## 事業担当・連絡先・QRコード

○宮古島市障がい福祉課  
給付係【TEL：73-1975】



○多良間村役場 住民福祉課  
【TEL：79-2623】

(2) 発達障害についての相談・診断

○宮古病院 地域連携室  
【TEL：72-1352】

# 福祉

(1) 発達障がいやその疑いに関する相談

○宮古島市障がい福祉課【TEL：73-1975】  
発達障がい児支援室 ゆい  
(リーフレット)



(2) 身体障害者手帳・療育手帳  
重度心身障害医療助成に関すること

基幹相談支援センター



○多良間村役場 住民福祉課  
【TEL：79-2623】

(3) 相談できる地域の事業所  
\*障害児(者)全般の相談

○相談事業所一覧



○児童相談所 宮古分室  
【TEL：75-6505】

(4) 療育相談、療育支援・訓練  
ペアレントトレーニングの実施

○地域生活支援センター  
さぼーと【TEL：74-5305】



○チャイルドサポートみやこ  
【TEL：79-5474】



○支援センター fit  
【TEL：79-5115】

(5) 発達支援、放課後等デイサービス  
などの相談・手続きについて

○宮古島市障がい福祉課 給付係  
【73-1975】



○障害児通所支援事業の利用について  
(リーフレット)

○島内通所支援事業所について



## 支援の取り組み

## 事業担当・連絡先・QRコード

### 福祉

(6) 障がいを持つ児童生徒の短期入所

○ふれあいの里  
【TEL：73-5305】



○あけぼの学園  
(相談受付：相談支援事業所あけぼの)  
【TEL：79-0202】



(7) ニート、ひきこもり、不登校など  
様々な悩みへの総合相談センター

○沖縄県子ども若者みらい  
相談プラザ sorae  
【TEL：098-943-5335】



### 労働

(1) 仕事に就きたい

○ハローワーク宮古  
【TEL：72-3329】



(2) 働く準備や相談をしたい

○宮古島市障がい福祉課  
基幹相談支援センター  
【TEL：73-1975】



○宮古島市生活福祉課  
【TEL：73-1981】

○障害者就業・生活支援  
センターみやこ  
【TEL：79-0451】



○県おしごと応援センター  
One × One (ワンバイワン)  
【TEL：098-865-5003】



沖縄県の特別支援教育は、平成28年の4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されて以降、学校における合理的配慮の提供や基礎的環境整備についての理解が徐々に広がってきております。また発達障害者支援法の一部を改正する法律(平成28年法律第64号)が平成28年8月1日から施行され、「個々の発達障害者の状態及び生活の実態に応じて、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の連携の下に、切れ目なく行われなければならない」とされています。こうした状況を踏まえ、文部科学省と厚生労働省では、平成29年12月より、両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを始めております。

沖縄県特別支援教育運営協議会では、県域での支援の連携をめざし、関係機関の取り組みやサービスについて広く理解を図るために子ども達の支援を繋いでいく「見える化」への取組を進めております。本シートはその取組の一つとして関係機関の支援等について情報を集約するものとして作成を依頼しております。